

東アジア文化都市 2025 韓国安城市青少年交流事業募集要領

1 事業の趣旨

鎌倉市では、日中韓文化大臣会合での合意に基づき、日中韓3カ国において文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市において現代の芸術文化や伝統芸能等に係るイベント等を実施する「東アジア文化都市事業」に取り組んでいます。この事業の一環として、鎌倉市と共に東アジア文化都市 2025 事業を行っている韓国安城市が企画・開催する、青少年学術大会、文化芸術プログラム等への参加を通じて韓国の文化芸術の価値に直接触れて学ぶとともに、日中韓3カ国の青少年交流を通じて国際感覚を育み、未来の鎌倉を担う次世代の育成につなげようとするものです。

2 事業の構成及び内容

(1) 訪問先

大韓民国 安城市

(2) 期間

令和7年(2025年)8月7日(木)から10日(日)まで(3泊4日)

(3) 行程(予定)

8月7日(木) 午前	空路・陸路で安城市へ移動
午後	プログラム参加
8月8日(金) 終日	プログラム参加
8月9日(土) 終日	プログラム参加
8月10日(日) 午前	プログラム参加・陸路で空港へ移動
午後	空路にて帰国

(4) 交通手段

羽田空港※⇄金浦空港又は仁川空港 往復航空機による
大韓国内 安城市が手配する車両による

※ 利用する国内空港は成田空港に変更となる場合があります。

(5) 随行者

2名以上の鎌倉市職員(うち1名は管理職職員)が全行程に同行します。また、プログラム実施中は、相手方自治体が手配する通訳が同行します。

(6) 対象者

参加申込書提出時点において、鎌倉市内に在住する中学生

(7) 募集人数

12名

(8) 宿泊場所(予定)

安城市内の学生寮

(他の参加者と2名同室となります。)

- (9) 文化施設見学、伝統工芸体験等（予定）
日中韓青少年学術大会（討論会）、言語交流プログラム参加
伝統工芸真鍮製作、伝統民謡とナムサダンノリ見学・体験
グループ別創作・発表会
（プログラムの内容は変更となる場合があります。）

3 参加にあたっての条件

- (1) 事業の趣旨・目的を十分に理解し、日本・中国・韓国3ヵ国間における文化芸術交流・国際親善交流事業に参加する意欲を有すること。
(2) 国内外の文化芸術に対して高い関心を有し、この事業の成果を最大化するために積極的に行動できること。
(3) 心身共に健康で、海外での規律ある行動及び団体生活等に支障がないこと。
(4) 事前説明会及び事業実施後の報告会に出席できること。
(5) 事業内において、本市及び安城市をはじめとした参加都市が記録用に撮影した写真・動画等について、自治体及び東アジア文化都市2025鎌倉市実行委員会の広報活動、事業報告等に用いることに同意できること。

4 応募方法

- (1) 申込期間
令和7年（2025年）6月23日（月）午前9時から6月30日（月）午後1時まで
- (2) 申込方法
別紙「参加申込書」（MS-Excel ファイル）に必要事項を入力し、電子メールに添付して送信してください。翌営業日中に受信確認メールが届かない場合は、電話でお問合せください。
ア メールタイトル 韓国安城市青少年交流事業参加希望
イ 締切日時 令和7年（2025年）6月30日（月）午後1時必着
ウ 送信先 東アジア文化都市2025鎌倉市実行委員会事務局あて
(鎌倉市東アジア文化都市事業担当内)
east-asia@city.kamakura.kanagawa.jp
- (3) パスポート情報の提出
参加申込時点でパスポート情報を参加申込書に記入できない場合、後述する「参加意思確認書」の提出に併せて、「一般旅券発給申請書」の写しを提出してください（ご提出いただけない場合、往復航空券の手配が進められないため派遣決定を取り消す場合があります）。

5 派遣対象者決定方法

- (1) 応募者多数の場合は、抽選により派遣対象者を決定します。

- (2) 他の参加者と2名同室となるため、男子・女子の派遣対象者がいずれも偶数となるよう、性別毎に抽選を行います。男女各6人の派遣を基本としますが、応募者の性別に偏りがある場合、公平性を優先して男女比を変更する場合があります。
- (3) 決定結果は、令和7年(2025年)7月7日(月)以降、応募者全員に対し電子メールにより通知します。派遣対象者については、併せて電話連絡します。

6 最終参加意思確認

- (1) 派遣対象者として決定した場合、令和7年(2025年)7月10日(木)午後1時までに別紙「参加意思確認書」(原本)を持込又は郵送で提出してください。
 - ア 締切日時 令和7年(2025年)7月10日(木)午後1時必着
 - イ 提出先 東アジア文化都市2025鎌倉市実行委員会事務局あて
(鎌倉市東アジア文化都市事業担当内)
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
- (2) 参加申込時点でパスポート情報を参加申込書に記入できなかった方は、併せて「一般旅券発給申請書」の写し(電子ファイル)を電子メールに添付して送信してください。
 - ア メールタイトル 韓国安城市青少年交流事業パスポート情報
 - イ 締切日時 令和7年(2025年)7月9日(水)午後1時必着
 - ウ 送信先 東アジア文化都市2025鎌倉市実行委員会事務局あて
(鎌倉市東アジア文化都市事業担当内)
east-asia@city.kamakura.kanagawa.jp
- (3) 締切日時までに参加意思確認書及び一般旅券発給申請書の写しの提出がない場合、派遣決定を取り消す場合があります。

7 参加費用

- (1) 国内空港・金浦又は仁川空港間の往復航空運賃等は、東アジア文化都市2025鎌倉市実行委員会(鎌倉市)が負担します。
- (2) 相手国内における、食費を含む全ての滞在費は相手方自治体が負担します。
- (3) 以下の費用は参加者負担となります。
 - ・ 事前説明会、事業実施後の報告会等に参加するための交通費
 - ・ パスポート取得費用
 - ・ ご自宅・国内空港間の交通費(交通手段の確保を含む。)
 - ・ 東アジア文化都市2025鎌倉市実行委員会が手配する海外旅行保険では賄えない治療費及び付随する経費
 - ・ 期間中、自己都合により早期に帰国する際に発生した各種経費等
 - ・ 往復航空運賃のうち超過手荷物料金
 - ・ 滞在中の私的経費

8 重要な注意事項

- (1) 参加者が著しく少なく、東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会が事業の成果を十分に得ることができないと判断した場合は、事業を中止します。
- (2) 東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会が往復航空券を手配できない場合は、事業を中止します。派遣期間が夏季旅行シーズンに当たることに加え、参加者が確定した後の航空券手配となることから、やむを得ない判断である点をご理解ください。
- (3) 相手方自治体等の事情により事業実施が困難となった場合は、事業を中止します。
- (4) 滞在先におけるバリアフリー対応やアレルギー対応等に係る要配慮事項につきましては、相手方自治体に対して可能な範囲での申し入れを行いますが、希望する全ての対応を確約できない旨を予めご理解、ご了承ください。
- (5) 同時期に参加者募集を行っている「中国湖州市青少年交流事業」、「韓国安城市青少年交流事業」の両方に対して参加申込書を提出した場合、いずれの参加申込も無効とします。

9 連絡先

東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会（鎌倉市東アジア文化都市事業担当内）
〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 電話 0467(23)3000 代表
電子メール east-asia@city.kamakura.kanagawa.jp